

能代支援学校 不登校対策・対応基本方針

この基本方針は、本校における不登校の未然防止及び早期対応、自立支援についての基本的な考え方やそれらを実施するための体制について定めます。

1 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの。

【文部科学省「不登校の現状に関する認識」】

2 不登校に関する基本的な考え方

不登校は、取り巻く環境によって、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、児童生徒が抱える問題や困り感、不安や悩み、能力や特性、家庭環境、出席状況等、広い視野からの児童生徒理解に基づき、一人一人の実態に応じた支援を行います。未然防止、早期発見・即時対応、自立支援など不登校への対応をしていきます。

※「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく 児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、社会的に自立することを目指します。

3 未然防止のための取組

(1) 児童生徒の自己有用感を育む授業・学級づくり

教師が一人一人の児童生徒が主体的に取り組む授業づくりを心掛け、達成感・成就感をもち、自己有用感をもって自尊感情を高めることができるようにします。また、人間関係を築く力を育み、一人一人の心の居場所となる学級を運営します。

(2) 情報機器端末やSNS利用のルールづくり

メディア依存や昼夜逆転、体調不良などの危険性に児童生徒自身が気づき、考え、実行する動機付けになるように、学部集会や情報モラル教室等の実施や、保護者との連携を密にして家庭でのルールづくりの啓発などをします。

(3) 児童生徒の発達を支える生徒指導の充実

① 児童生徒理解の深化

- ・日ごろの共感的な触れ合いに基づく、きめ細かい観察や聞き取りをします。
- ・児童生徒の特性の多面的な見取りによる、客観的かつ総合的な理解を心掛けます。
- ・複数の教師による広い視野からの理解をします。
- ・一人一人の不安や悩みに目を向けた、内面に対する共感的理解をします。

② 教師と児童生徒の信頼関係の構築

- ・共に歩もうとする教師の姿勢をもちます。
- ・授業等における充実感を得られるようにします。
- ・成就感を生み出す指導をします。
- ・他者を傷つける言動等に対する毅然とした対応をします。

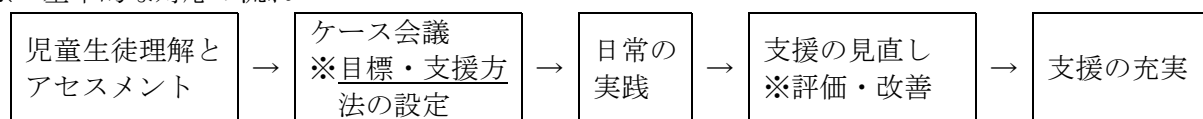
- ③ 児童生徒相互の人間関係づくり
 - ・共感的人間関係が育成され、自分の力を学級全体のために役立てようとする風土のある学級づくりをします。
- ④ 他の教職員や保護者との連携
 - ・学年の教師、生徒指導主事、養護教諭など他の教職員と連携した開かれた学級経営をします。
 - ・学級通信や保護者面談、家庭訪問などによる相互の交流を通じた、指導の在り方に対する共通理解を心掛けます。

4 早期発見・即時対応

- (1) 日頃から児童生徒と話したり、共に活動したりして、児童生徒のわずかな変化に気付き、不登校の早期発見を図ります。
- (2) 不登校を早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査等を実施します。
 - ① 児童生徒対象のアンケートあるいは聞き取り調査 年2回
 - ② 保護者との面談による聞き取り調査 年3回
 - ③ 児童生徒及び保護者が、いつでも相談できるような窓口の設置 随時
- (3) 不登校防止、不登校の早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うために、校内支援委員会で気になる児童生徒に関する情報を共有します。また、本人・保護者・学級担任等から相談があった事案や緊急性の高い事案があった場合は「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、ケース会議を開催します。

※ 関係機関との連携が必要な場合は、「拡大ケース会議」を開催します。福祉分野や医療分野、子育て支援員等との協力と連携を図ります。

※ 基本的な対応の流れ



※ 目標・支援方法の設定の際には、児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、社会的に自立することを目指します。

例：不登校傾向の男子生徒

×登校日数を増やす → ○卒業後に必要な支援を受けながら社会参加する場面を増やしていく。そのために、進路指導を通して卒業後の希望をもち、その実現に向けて必要な関係機関とつながり、集団生活の中でねらいをもって生活する。

5 自立支援のための取組

- (1) 関係機関等との連携・協働
 - 学校と家庭との関係が切れないようにしながら、関係機関との連携を進めます。
- (2) 役割分担をした組織的な対応
- (3) 支援方法の計画
 - ①不登校児童生徒について、組織的・計画的な個別の支援を行うための資料として、必要に応じて児童生徒理解支援シートを活用します。
(文部科学省「児童生徒理解支援シート（参考様式）」 [1422155_002.xlsx \(live.com\)](https://www.mext.go.jp/1422155_002.xlsx) 参照)
 - ②相談室や保健室を活用した別室登校や家庭学習等の対応を検討します。
 - ③期間を定めて支援方法の評価・改善を行います。

令和8年4月